

国土交通省
関東運輸局長 澤 井 俊 殿

東海汽船株式会社に係る安全管理体制の
抜本的な改善及び島嶼部の生活・航路への
影響を最小限とする対応について(要望)

(令和8年9月9日)

東京都島嶼町村会
東京都島しょ町村議会議長会

東京都島嶼町村会

大島町長	坂	上	長	一
利島村長	村	山	将	人
新島村長	大	沼	弘	一
神津島村長	前	田		弘
三宅村長	山	高	亜	紀子
御蔵島村長	徳	山	正	彦
八丈町長	山	下	奉	也
青ヶ島村長	佐	々	木	宏
小笠原村長	渋	谷	正	昭

東京都島しょ町村議会議長会

大島町議会議長	鶴	崎	勝	彦
利島村議会議長	加	藤	大	樹
新島村議会議長	木	村	諭	史
神津島村議会議長	石	田	隆	美智
三宅村議会議長	谷		寿	文
御蔵島村議会議長	栗	本	道	雄
八丈町議会議長	山	本	忠	志
青ヶ島村議会議長	菊	池		正
小笠原村議会議長	池	田		望

東海汽船株式会社に係る安全管理体制の抜本的な改善及び

島嶼部の生活・航路への影響を最小限とする対応について(要望)

平素より離島航路の維持・改善にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、東海汽船株式会社をめぐる一連の問題について、国土交通省関東運輸局におかれては、令和8年8月28日に、同社に対し、安全統括管理者及び運航管理者の解任命令、輸送の安全の確保に関する命令並びに船員法に基づく是正命令を発出されました。

今回の貴局の発表においては、酒気帯び状態での航海当直、アルコール検査における不適切な運用、舷門を閉鎖しない状態での運航、発航前検査における不適切な運用等に加え、これらを防止すべき同社の安全管理体制が十分に機能していなかったことなどが示されております。

同社に対しては安全管理体制の抜本的な再構築等が求められるとともに、輸送の安全確保の観点から、厳正な対応が必要であることは、全く異論はありません。

一方で、東海汽船株式会社が担う定期航路は、島民の通勤・通学、通院、進学、生活物資の輸送、農林水産業、観光、公共サービス等を支える、島嶼部にとって極めて重要な生活基盤であります。特に、島内で完結できない医療・教育等の分野では、特定の時期に島外への移動が集中するほか、生活物資や産業活動についても、必要な時期に必要な頻度で安定した海上輸送が確保されることが不可欠です。

つきましては、輸送の安全確保を大前提としながら、島嶼部の実情にも十分配慮し、下記事項について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1 安全管理体制の抜本的な再構築と確実な実行について

東海汽船株式会社に対して、安全管理規程及び関係法令の遵守を徹底するとともに、実効性のある安全管理体制を早急に再構築するよう、引き続き厳格な指導監督をしていただきますようお願いいたします。

また、再発防止策については、形式的な規程・体制の整備にとどまらず、現場において確実に実行され、継続的に検証・改善されるなど実効性のあるものとなるよう併せて指導監督を行うことをお願い申し上げます。

2 行政処分の実施に際し、島民生活等への影響を最小限とする対応について

(1) 島嶼部・各島の実情を踏まえた対応について

今後、安全管理体制の再構築や行政上の措置等に際しては、島嶼部の実情を十分に踏まえ、島民生活への影響を可能な限り小さくするご配慮をお願いいたします。特に、医療、教育、生活物資、産業・物流、観光等について、時期や代替手段等の各島の実情を踏まえ、一律の対応ではなく、航路・船舶・時期等に応じたきめ細かな対応について、ご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 運航体制の変更に際しての十分な準備期間の確保について

運航体制や就航船舶等に変更が生じる場合、可能な限り関係町村に対して早期に情報提供を行うとともに、急遽の運航停止・変更によって島民生活や地域経済に混乱が生じることのないよう、自治体、住民、医療機関、学校、事業者等が必要な対応を行うために十分な周知及び準備期間を確保でき

るよう、ご配慮をお願いいたします。

(3) 繁忙期・重要時期等を踏まえた運航体制・時期の検討について

運航体制や就航船舶等に変更が生じる場合、船舶単位で判断するのではなく、各島の航路特性、旅客・貨物輸送の実態及び季節ごとの需要を十分に踏まえるよう、ご配慮をお願いいたします。特に、医療・生活物資の輸送が集中する時期、学校行事、高校受験、教職員の異動、地域行事、観光繁忙期、農林水産物等の出荷時期など、島民生活及び地域経済への影響が特に大きくなる時期についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(4) 代替輸送手段の実情を踏まえた影響評価について

島嶼部には、航空機、ヘリコプター、貨物船等の輸送手段が存在するものの、それぞれ輸送人数、輸送能力、運航頻度、運航区間、気象条件、予約状況等に制約があります。このため、単にこれらの代替手段が存在することのみをもって、定期航路による輸送が代替可能であると判断することなく、実際の輸送能力、利用可能性、運航頻度及び島民生活への影響等を踏まえ、定期航路の代替可能性について適切に評価していただきますようお願いいたします。また、船舶の運航体制等を変更する場合には、各島の航路特性や季節的な運航状況等について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

3 安全確保と島民生活の両立に向けた継続的な協議及び情報共有について

安全管理体制の改善及び運航体制の見直しを進めるに当たっては、関係機関との連携を図るとともに、島嶼部の実情を継続的に把握し、必要に応じて東京都及び関係町村との協議・意見交換の機会を設けていただきますようお願いいたします。

今後の安全管理体制の改善状況、運航体制に変更が生じる場合の内容及び時期、代替輸送等の対応について、東京都及び関係町村に対して、可能な限り早期かつ正確な情報提供を行うようお願い申し上げます。また、島嶼部の実情についても継続的に情報を共有し、安全確保と島民生活への影響の最小化を両立するため、東京都及び関係町村と緊密に連携することをお願い申し上げます。

今回の事案を契機として、東海汽船株式会社において安全管理体制の抜本的な再構築が進められることは、島嶼町村にとっても極めて重要なことであります。

私たち島嶼町村も、安全確保の重要性を十分に認識し、関係機関と連携してまいります。

一方で、島民にとって定期航路が生活を支える重要な社会基盤であることにも十分ご理解をいただき、安全を確保しながら、島民生活への影響を最小限にとどめるための現実的かつ実効性のある対応を講じていただきますよう、あらためて強く要望いたします。

令和8年9月9日

東京都島嶼町村会 会長 前田 弘

東京都島しょ町村議会議長会 会長 山本 忠志

国土交通省
海事局長 足 立 基 成 殿

東海汽船株式会社に係る安全管理体制の
抜本的な改善及び島嶼部の生活・航路への
影響を最小限とする対応について(要望)

東京都島嶼町村会

大島町長	坂	上	長	一
利島村長	村	山	将	人
新島村長	大	沼	弘	一
神津島村長	前	田		弘
三宅村長	山	高	亜	紀子
御蔵島村長	徳	山	正	彦
八丈町長	山	下	奉	也
青ヶ島村長	佐	々	木	宏
小笠原村長	渋	谷	正	昭

東京都島しょ町村議会議長会

大島町議会議長	鶴	崎	勝	彦
利島村議会議長	加	藤	大	樹
新島村議会議長	木	村	諭	史
神津島村議会議長	石	田	隆	美智
三宅村議会議長	谷		寿	文
御蔵島村議会議長	栗	本	道	雄
八丈町議会議長	山	本	忠	志
青ヶ島村議会議長	菊	池		正
小笠原村議会議長	池	田		望

(令和8年9月9日)

東京都島嶼町村会
東京都島しょ町村議会議長会

東海汽船株式会社に係る安全管理体制の抜本的な改善及び

島嶼部の生活・航路への影響を最小限とする対応について(要望)

平素より離島航路の維持・改善にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、東海汽船株式会社をめぐる一連の問題について、国土交通省関東運輸局におかれては、令和8年8月28日に、同社に対し、安全統括管理者及び運航管理者の解任命令、輸送の安全の確保に関する命令並びに船員法に基づく是正命令を発出されました。

今回の貴局の発表においては、酒気帯び状態での航海当直、アルコール検査における不適切な運用、舷門を閉鎖しない状態での運航、発航前検査における不適切な運用等に加え、これらを防止すべき同社の安全管理体制が十分に機能していなかったことなどが示されております。

同社に対しては安全管理体制の抜本的な再構築等が求められるとともに、輸送の安全確保の観点から、厳正な対応が必要であることは、全く異論はありません。

一方で、東海汽船株式会社が担う定期航路は、島民の通勤・通学、通院、進学、生活物資の輸送、農林水産業、観光、公共サービス等を支える、島嶼部にとって極めて重要な生活基盤であります。特に、島内で完結できない医療・教育等の分野では、特定の時期に島外への移動が集中するほか、生活物資や産業活動についても、必要な時期に必要な頻度で安定した海上輸送が確保されることが不可欠です。

つきましては、輸送の安全確保を大前提としながら、島嶼部の実情にも十分配慮し、下記事項について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1 安全管理体制の抜本的な再構築と確実な実行について

東海汽船株式会社に対して、安全管理規程及び関係法令の遵守を徹底するとともに、実効性のある安全管理体制を早急に再構築するよう、引き続き厳格な指導監督をしていただきますようお願いいたします。

また、再発防止策については、形式的な規程・体制の整備にとどまらず、現場において確実に実行され、継続的に検証・改善されるなど実効性のあるものとなるよう併せて指導監督を行うことをお願い申し上げます。

2 行政処分の実施に際し、島民生活等への影響を最小限とする対応について

(1) 島嶼部・各島の実情を踏まえた対応について

今後、安全管理体制の再構築や行政上の措置等に際しては、島嶼部の実情を十分に踏まえ、島民生活への影響を可能な限り小さくのご配慮をお願いいたします。特に、医療、教育、生活物資、産業・物流、観光等について、時期や代替手段等の各島の実情を踏まえ、一律の対応ではなく、航路・船舶・時期等に応じたきめ細かな対応について、ご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 運航体制の変更に際しての十分な準備期間の確保について

運航体制や就航船舶等に変更が生じる場合、可能な限り関係町村に対して早期に情報提供を行うとともに、急遽の運航停止・変更によって島民生活や地域経済に混乱が生じることのないよう、自治体、住民、医療機関、学校、事業者等が必要な対応を行うために十分な周知及び準備期間を確保でき

るよう、ご配慮をお願いいたします。

(3) 繁忙期・重要時期等を踏まえた運航体制・時期の検討について

運航体制や就航船舶等に変更が生じる場合、船舶単位で判断するのではなく、各島の航路特性、旅客・貨物輸送の実態及び季節ごとの需要を十分に踏まえるよう、ご配慮をお願いいたします。特に、医療・生活物資の輸送が集中する時期、学校行事、高校受験、教職員の異動、地域行事、観光繁忙期、農林水産物等の出荷時期など、島民生活及び地域経済への影響が特に大きくなる時期についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(4) 代替輸送手段の実情を踏まえた影響評価について

島嶼部には、航空機、ヘリコプター、貨物船等の輸送手段が存在するものの、それぞれ輸送人数、輸送能力、運航頻度、運航区間、気象条件、予約状況等に制約があります。このため、単にこれらの代替手段が存在することのみをもって、定期航路による輸送が代替可能であると判断することなく、実際の輸送能力、利用可能性、運航頻度及び島民生活への影響等を踏まえ、定期航路の代替可能性について適切に評価していただきますようお願いいたします。また、船舶の運航体制等を変更する場合には、各島の航路特性や季節的な運航状況等について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

3 安全確保と島民生活の両立に向けた継続的な協議及び情報共有について

安全管理体制の改善及び運航体制の見直しを進めるに当たっては、関係機関との連携を図るとともに、島嶼部の実情を継続的に把握し、必要に応じて東京都及び関係町村との協議・意見交換の機会を設けていただきますようお願いいたします。

今後の安全管理体制の改善状況、運航体制に変更が生じる場合の内容及び時期、代替輸送等の対応について、東京都及び関係町村に対して、可能な限り早期かつ正確な情報提供を行うようお願い申し上げます。また、島嶼部の実情についても継続的に情報を共有し、安全確保と島民生活への影響の最小化を両立するため、東京都及び関係町村と緊密に連携することをお願い申し上げます。

今回の事案を契機として、東海汽船株式会社において安全管理体制の抜本的な再構築が進められることは、島嶼町村にとっても極めて重要なことであります。

私たち島嶼町村も、安全確保の重要性を十分に認識し、関係機関と連携してまいります。

一方で、島民にとって定期航路が生活を支える重要な社会基盤であることにも十分ご理解をいただき、安全を確保しながら、島民生活への影響を最小限にとどめるための現実的かつ実効性のある対応を講じていただきますよう、あらためて強く要望いたします。

令和8年9月9日

東京都島嶼町村会 会長 前田 弘

東京都島しょ町村議会議長会 会長 山本 忠志